

三田市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、学校運営への参画及び支援、協力を促進することにより、学校、家庭、地域が一体となって学校教育目標の達成と児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、所管する全ての学校に協議会を置くものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、部会等の必要な組織を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の連携及び協働に関すること。
- (3) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づいて学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、学校運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該学校の教職員の採用その他の任用に関して、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。ただし、第2条に定める協議会の目的を踏まえた教育上の課題に係る事項とし、特定の個人に関する意見は除くものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するとともに、校長を経由して行うものとする。

(学校運営の点検及び評価)

第6条 協議会は、三田市立学校管理及び運営に関する規則(昭和41年三田市教育委員会規則第1号)第6条の2に規定する自己評価について、点検及び評価を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、学校運営について、保護者及び地域住民等の参画及び支援、協力を促進するため、協議の結果等に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10名程度とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうち、校長の意見に基づき教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)
- (4) 教員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、教育委員会が任命した日からその日が属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

ただし、同一の委員について、連続して5年を超えて任命しないことを原則とする。

- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに校長の意見に基づき新たな委員を任命するものとする。
- 3 新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は別に定める。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、委員は、次の掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他協議会及び学校運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、議事を掌る。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開することが適当でないとするときは、非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確に把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

- 2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成をおこなうことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第11条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由があると認められる場合

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第13条第1項の規定に関わらず、校長が招集する。